

# 会津若松市から転出される方へ

新しい住所地に住み始めてから14日以内に次のものを添えて新住所地で転入届をしてください。

- (1) 転出証明書 又は 住民基本台帳カード 又は 個人番号カード (2) 印鑑  
 (3) 公的身分証明書 (運転免許証等)

※外国人住民の方は在留カード又は特別永住者証明書も持参してください。

種類	会津若松市での手続き	新住所地での手続き	担当課・連絡先
印鑑登録	転出(予定)日で抹消になりますので、印鑑登録証をお返しくください。	改めて手続きをしてください。詳しくは新住所地の市町村へお問い合わせください。	市民課 0242-39-1229
住民基本台帳カード 個人番号カード	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住基カードをお持ちの方で新住所地で継続利用を希望されない場合は、カードをお返しくください。</li> <li>●転出の手続きをした日より、コンビニ交付サービスが受けられません。</li> </ul>	継続利用希望の方は、カード持参のうえ暗証番号の入力が必要です。 なお、次の場合はカードが使用できなくなるので、ご注意ください。 【転入届時】 ・転出予定日から30日を経過した場合 ・転入日より14日経過した場合 【転入届後】 ・届出日より90日経過した場合	
児童手当	こども家庭課で転出に関わる手続きをしてください。	改めて手続きをしてください。詳しくは新住所地の市町村へお問い合わせください。 ※転入日以降、他市町村の医療費受給資格者証は使用できません。	こども家庭課 0242-39-1243
児童扶養手当	こども家庭課で住所変更届または資格喪失届をしてください。 ※転出先での状況により異なります。		
特別児童扶養手当			
障害児福祉手当			
ひとり親家庭医療費	転出日で受給資格が消滅になりますので、こども家庭課へひとり親家庭医療費受給資格者証をお返しくください。その際に資格喪失届をしてください。		
子ども医療費	転出日で受給資格が消滅になりますので、こども家庭課へ子ども医療費受給資格証をお返しくください。その際に資格喪失届をしてください。		
国民健康保険	市民課フロア内の国保窓口へ国民健康保険証をお返しくください。	改めて加入手続きをしてください。詳しくは、新住所地の市町村へお問い合わせください。	国保年金課 (国保) 0242-39-1249 (後期) 0242-39-1244
後期高齢者医療	国保年金課へ後期高齢者医療保険証をお返しくください。異動連絡票又は負担区分証明書をお受け取りください。	異動連絡票又は負担区分証明書を持参してください。	
国民年金	/	年金を受給されている方で、住所・金融機関等の変更が必要な方は、手続きをしてください。	転出先の最寄の 年金事務所 ねんきんダイヤル 0570-05-1165 03-6700-1165
介護保険	高齢福祉課に介護保険証をお返しくください。要介護認定を受けている方は受給資格証明書をお受け取りください。介護保険施設へ転出される方は、高齢福祉課で転出に関わる手続きをしてください。	要介護認定を受けていた方は、受給資格証明書を持参し、要介護認定の申請をしてください。	高齢福祉課 0242-39-1242

裏面もご覧ください。

種類	会津若松市での手続き	新住所地での手続き	担当課・連絡先
自立支援医療 (精神通院・ 更生医療・ 育成医療)		新住所地の市町村へお問い合わせください。	障がい者支援課 0242-39-1241 ※育成医療 こども家庭課 0242-39-1243
身体障害者手帳	障がい者支援課へお問い合わせください。	新住所地の市町村へお問い合わせください。	障がい者支援課 0242-39-1241
精神保健福祉手帳	なし	新住所地の市町村へお問い合わせください。	
療育手帳	障がい者支援課で転出の手続きをしてください。	新住所地の市町村へお問い合わせください。	
特別障害者手当 経過的福祉手当	障がい者支援課で資格喪失届を提出してください。	改めて手続きをしてください。詳しくは新住所地の市町村へお問い合わせください。	
重度心身障がい者 医療費 (重度医療)	障がい者支援課へ重度医療費受給資格証をお返してください。その際に住所変更届を提出してください。	印鑑、健康保険証、所得・課税・控除額の分かる証明書、個人番号のわかるもの、預金通帳を持参してください。	
各種障がい福祉サービス	障がい者支援課へお問い合わせください。	新住所地の市町村へお問い合わせください。	
各種障がい福祉サービス (障害児通所給付)	こども家庭課へお問い合わせください。	新住所地の市町村へお問い合わせください。	こども家庭課 0242-23-4545
市立小・中学校に 在学している方	児童生徒異動通知書(退学)を今までの学校に提出し、在学証明書・教科用図書給与証明書をお受け取りください。	新しい学校へ在学証明書・教科用図書給与証明書を提出してください。	学校教育課 0242-39-1303
水道	水道の使用を中止するときは、4～5日前までに右記に電話等で連絡してください。インターネット(市ホームページから)でもお手続きができます。		上下水道 料金センター 0242-22-6172
地下水を使用されている方	地下水を使用し、下水道などに接続している場合、使用人数の変更が必要なため、上下水道料金センターへお問い合わせください。		上下水道 料金センター 0242-22-6172
くみ取り式トイレ	利用の停止その他、利用状況に変更がある場合はご連絡下さい。		廃棄物対策課 0242-27-3961
会津図書館・公民館 図書室をご利用の方	借りている本などは、転出前にライブラリーカードと一緒に返却してください。会津地域内の住所変更であれば引き続きライブラリーカードを利用できますが、住所などの変更手続きが必要です。	新住所地の市町村へお問い合わせください。	会津図書館 0242-22-4711
国外へ転出される方 (在外選挙) ※国政選挙のみ 投票可	当市の選挙人名簿に登録されている方で転出予定日までに選挙管理委員会に在外選挙人名簿登録移転申請すると国外でも投票できます。出国後でも住所を管轄する在外公館で申請できますが、投票できるまで時間を要します。	住所を管轄する在外公館へ速やかに「在留届」を提出してください。 ※登録移転申請をした場合、転出予定日から4ヶ月を経過する前に提出しないと投票できませんのでご注意ください。	選挙管理委員会 事務局 0242-39-1331
飼い犬を登録されている方		新住所地で飼い犬の登録が必要になります。会津若松市で発行した鑑札をお持ちになり引き換え交付を受けてください。※料金はかかりません。詳しくは新住所地の市町村にお問い合わせください。	健康増進課 0242-39-1245

※正当な理由がなく14日以内に届出をしないと、50,000円以下の過料に処せられる場合があります。  
(住民基本台帳法第53条2項)

※ご都合により転出を取りやめたいときは、『転出証明書』を持参して転出取消の手続きをしてください。

※転出届以降、会津若松市の“住民票”が必要な場合は、【転出証明書】を必ずご持参のうえ窓口にて申請ください。また、転出予定日までに“印鑑登録証明書”が必要な場合は【転出証明書】及び【印鑑登録証】を窓口までお持ちください。

転出届以降は、住民基本台帳カード、個人番号カードによるコンビニ交付は出来ません。ご注意ください。

**裏面もご覧下さい。**

## 軽自動車・バイクを所有されている方へ 会津若松市役所 税務課 諸税グループ TEL 0242-39-1222

転出に伴って軽自動車・バイクを他の市町村へ持っていくときには、車検証に記載してある住所の変更手続きをお願いします。

住民票を異動しても車検証の住所の記載は変わりませんので、変更手続きをしないと引き続き会津若松市から軽自動車税が課税されることとなります。

手続きに必要な書類等については、下記の窓口にあらかじめお問い合わせください。

### ●軽自動車・バイク（125cc以下の原付を除く）の手続き窓口

車種	登録事務所・問い合わせ先
○軽自動車（四輪・三輪） ○軽トレーラー	軽自動車検査協会コールセンター（福島事務所） TEL 050-3816-1837 （いわき支所） TEL 050-3816-1838
○125ccを超え250cc以下のバイク（軽二輪） ○250ccを超えるバイク（二輪小型自動車）	東北運輸局ヘルプデスク（福島運輸支局） TEL 050-5540-2015 （いわき自動車検査登録事務所） TEL 050-5540-2016

#### 【ご注意】

※福島県外で手続きをした場合、必ず会津若松市役所税務課までご連絡をお願いします。連絡がないと、引き続き課税されることがありますのでご注意ください。

※福島県外で手続きをする場合は、各都道府県の「軽自動車検査協会」または「運輸支局」等の登録事務所にお問い合わせください。

### ●原動機付自転車・小型特殊自動車の手続き窓口

車種	問い合わせ先
○原動機付自転車（125cc以下）	会津若松市役所税務課 TEL 0242-39-1222 会津若松市北会津支所住民福祉課 TEL 0242-58-1809 会津若松市河東支所住民福祉課 TEL 0242-75-2112
○小型特殊自動車（コンバイン・トラクターなど）	新住所地の市区役所・町村役場 ※転出するときは、会津若松市で廃車（転出）手続きをしてから新住所地で登録をしてください。

## 登記されている土地・家屋をお持ちの方へ

会津若松市役所 税務課 土地、家屋・償却資産グループ TEL 0242-39-1225

法務局に登記されている土地・建物の登記名義人（所有者）の方が転出する場合、住民票の手続きと登記簿は連動しないため、登記簿上の住所と実際の住所が違ってくるようになります。これを変更しないと固定資産税の納税通知書が届かないなどの状況も考えられます。

住所が変わる場合は、登記簿上の住所を現在の住所に変更するよう法務局で住所の移転登記をお願いします。

なお、詳しい手続き方法については最寄りの法務局へご確認ください。

⇒ 福島地方法務局 若松支局（TEL 0242-27-1498）

## 扇町土地区画整理事業区域内に土地（保留地を含む）をお持ちの方へ

会津若松市役所 開発管理課 区画整理グループ TEL 0242-39-1263

\* 登記のある土地について→上記の登記されている土地と同様です。これを変更しないと、扇町土地区画整理事業からの重要な通知文書が届かない状況となりますので、法務局で住所の移転登記をしていただき、開発管理課へ住所（氏名）変更届書の提出をお願いします。（同所有者の小さな保留地が隣接している場合が多いですので、不明な方は、開発管理課へお問い合わせください。）

\* 保留地について→整備完了（令和6年3月予定）まで登記のない土地（区画整理によって生み出された土地）となり、開発管理課でのみ保留地の管理をしています。そのため、変更を届出していただかないと、扇町土地区画整理事業からの重要な通知文書が届かない状況となりますので、住所等変更届の提出をお願いします。

⇒ 会津若松市役所 開発管理課 区画整理グループ（TEL 0242-39-1263）

会津若松市役所 〒965-8601 福島県会津若松市東栄町3番46号 TEL0242-39-1111（代表）